平成２７年（フ）第４９７号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島4279番地69
破産者　伊賀　修一
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６０５号
大阪府松原市三宅西２丁目16番24号、前住所大阪府松原市天美東７丁目14番５―417号
破産者　若松　義人
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０１９号
大阪府富田林市寿町３丁目６番22―304号
破産者　榎本三千代
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字北32番地６
破産者　平岡　　守
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５号
福岡県飯塚市柏の森13番地39（前住所　福岡県飯塚市菰田102番地１）
破産者　瀬戸口　聡
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１４６号
群馬県前橋市新前橋町26番地17
破産者　小野里　一
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１４７号
群馬県前橋市新前橋町26番地17
破産者　小野里惠理子
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６６８号
青森県八戸市東白山台４丁目24番12号　サンフィールドＢ101、開始決定上の住所神奈川県大和市西鶴間４丁目９番19号
破産者　藤村　　徹
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２４６号
神奈川県藤沢市白旗３丁目３番Ｄ―702号
破産者　佐竹　龍一
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７０号
新潟市西区坂井砂山１丁目15番16号　砂山コーポエンジェルス102
破産者　貴田　剛史
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2012番地１
破産者　三木　　茂
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第２０号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2012番地１、開始決定時の住所香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2013番地３
破産者　三木　武史
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第２９号
香川県観音寺市木之郷町876番地３
破産者　宮野　英亮
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１２７号
高知県土佐市家俊839番地
破産者　久保田昭二
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７１号
北九州市小倉南区長行東２丁目17番10号
破産者　古川博太郎
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６０８号
北九州市八幡東区西丸山町１番６―1103号
破産者　西村ちえみ
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１号
沖縄県石垣市字川平1218番地１
破産者　玉城　　光
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第１３１３号
さいたま市浦和区常盤６丁目２番11号　サンシティジュン107
破産者　柴田　克彦
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３３７号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北２丁目22番11号
破産者　西上商店こと　西上　節夫
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係